

# 別府ウェルネス産後ケア 施設整備費補助金



別府市では、1歳未満の乳児及びその母親を対象にウェルネス産後ケアサービス (保育、沐浴、カウンセリング、産後ケア等)を提供するための部屋又はスペースを 旅館・ホテルに整備する事業者に対し、施設の整備等に要する費用を支援します。

## 補助対象者

次の要件を全て満たす事業者

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可又は届出を要する事業を行う事業者を除きます)

- ウェルネス産後ケアサービスを提供する事業に参画意思があること
- 旅館業法(昭和23年法律第138号)の規定による旅館・ホテル営業の許可を受けて、宿泊施設を営業していること

# 補助対象事業

ウェルネス産後ケアサービスを提供するため、別府市内の宿泊施設内に原則と して次の要件を全て満たす実施施設 を整備する事業

- こどもの月齢に応じた安全性の確保ができること
- 遊具やマット等の設置ができること
- ベビーベット等の寝具の設置ができること
- 入浴及び沐浴ができること
- 調乳及び離乳食が提供できること
- 乳児1人当たり3.3㎡以上の広さの保育を行うスペースが確保できること
- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を備えていること
- その他ウェルネス産後ケアサービスの提供に必要な設備を備えていること

※実施施設:ウェルネス産後ケアサービスを提供するための部屋又はスペース

### 補助対象経費

事業に係る工事(新築及び増改築等)、設備の整備等に要する費用(工事請負費、 原材料費、修繕料その他事業の実施に必要と認められる備品購入費)

※令和8年3月31日までに施設の整備等が完了していること

#### 補助率 上限額

- ●補助率:対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額の2分の1
- ●上限額:1事業者あたり250万円

#### 申請方法

●所定の申請書類に必要書類を添えて、別府市こども家庭課まで ご提出ください。

(申請書は別府市公式ホームページからダウンロードできます。)



<お問合わせ先> 別府市こども家庭課 〒874-0931 別府市西野口町15番33号(別府市保健センター 2階) TEL:0977-21-1117 E-mail:cf-ch@city.beppu.lg.jp